

工事成績評定要領細則

(趣旨)

第1条 本細則は、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（以下「実施要領」という。）第10条の規定に基づき、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）において提出された施工計画に記載された内容が、受注者の責により、当該計画の内容と同等の施工をしなかったと認められる場合における工事成績評定点の減点方法について必要な事項を定める。

(減点方法)

- 第2条 減点方法については、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づき採点する「工事成績採点表」の「法令遵守等」の項目において、減点評価を行うものとする。
- 2 前項における減点値の算出は、第3条に規定する計算方法により行うものとし、算出した減点値を評定要領別記様式第1「工事成績採点表」（以下「採点表」という。）の「法令遵守等」の項目における減点値とし、工事成績の採点を行うものとする。
 - 3 評定要領別記様式第2の「細目別評定点採点表」においても前項と同様に「法令遵守等」の項目における減点値とし、評定結果は、評定要領別記様式第3「工事成績評定表」（以下「評定表」という。）に記録するものとする。
 - 4 なお、本細則に基づく減点以外に「法令遵守等」の項目において減点措置があった場合は、本細則に基づく減点値と合計し、工事成績の採点を行うものとする。

(減点値の計算方法)

- 第3条 提出された施工計画の内容と同等の施工をしなかったと認められる場合は、実施要領第6条第3項に規定する加算点のうち、施工計画に係る加算点のみを、施工後の実績に相当する内容に応じて再計算を行い、落札時の施工計画に係る加算点との差に応じた減点値を算出するものとする。
- 2 前項で規定する減点値については、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる減点値は小数第2位を四捨五入し小数第1位止めとする。

$$\text{減点値} = (A - B) / A \times 13 \text{点}$$

A：申請時に提出した施工計画に係る加算点

B：施工後の実績に相当する施工計画にかかる加算点

附則

この細則は、平成22年4月1日から施行するものとする。